令和元年9月18日 資料No.7区民文教常任委員会

教育長室

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正内容

(1) 成年被後見人等に係る改正

地方公務員法の一部改正により、成年被後見人及び被保佐人が欠格条項から 削除されることに伴い、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例において、成 年被後見人等に関する欠格条項を規定している箇所(第27条第1項、第28 条第2号、第30条第1項)について削除します。

(2) 臨時的任用に係る改正

同法の一部改正により、臨時的任用職員についての任用要件が、育児休業、病気休暇等常勤職員に欠員が生じた場合に限られることとなりますが、その任用期間は1年を超えないため、同条例において昇給制度は適用しないことを規定します(第32条の3 新設)。

その他、規定の整備を行います。

2 施行期日

(1) の改正については令和元年12月14日とし、(2) の改正については令和 2年4月1日とします。

一 (略)	ない。	る者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給し	定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第四号に掲げ	第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規	2~6 (略)		様とする。	職員(教育委員会規則で定める職員を除く。)についても、また同	に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した	(次条及び第二十九条においてこれらの日を「支給日」という。)	に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日	にそれぞれ在職する職員(教育委員会規則で定める職員を除く。)	この条から第二十九条までにおいてこれらの日を「基準日」という。	第二十七条 期末手当は、三月一日、六月一日及び十二月一日(以下	(期末手当)	(前略)	改正案	港区幼稚園教育職員の給与に関する条例新
一 (略)	ない。	る者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給し	定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第四号に掲げ	第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規	2~6 (略)	く。)についても、また同様とする。	より失職し、又は死亡した職員(教育委員会規則で定める職員を除	公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定に	に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方	(次条及び第二十九条においてこれらの日を「支給日」という。)	に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日	にそれぞれ在職する職員(教育委員会規則で定める職員を除く。)) この条から第二十九条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)	第二十七条 期末手当は、三月一日、六月一日及び十二月一日(以下	(期末手当)	(前略)	現行	与に関する条例新旧対照表

公務員法第二十八条第四項の規定により失職した職員 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方

刑に処せられたもの 日 の前日までの間に離職した職員 基準日前 その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の 一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給 (前二号に掲げる者を除く。)

兀 在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられ を受けた者 次条第 一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分 (当該処分を取り消された者を除く。) で、 その者の

(中略)

(勤勉手当)

第三十条 属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日 育委員会規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の る職員を除く。)についても、 前 てこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員 一箇月以内に退職し、 勤勉手当は、 六月一日及び十二月一日 又は死亡した職員(教育委員会規則で定め また同様とする。 (以下この条におい (教

> 六条第一号に該当して失職した職員を除く。 公務員法第二十八条第四項の規定により失職した職員 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方 (同法第十

日の前日までの間に離職した職員 刑に処せられたもの 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給 その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の (前二号に掲げる者を除く。)

兀 たもの 在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられ を受けた者 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分 (当該処分を取り消された者を除く。) で、 その者の

(中略)

勤勉手当

第三十条 員 当して同法第 前 属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。 育委員会規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の てこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員 (教育委員会規則で定める職員を除く。) についても、 箇月以内に退職し、 勤勉手当は、 一十八条第四項 六月一日及び十二月一日 若しくは地方公務員法第十六条第 の規定により失職し、 (以下この条にお これらの基準日 又は死亡した職 また同様 一号に該

2~7 (略)	2~7 (略)
(中略)	(中略)
(扶養手当及び住居手当についての適用除外)	(扶養手当及び住居手当についての適用除外)
(早合こつへの) 歯目余小 第三十二条の二 (略)	第三十二条の二(略)
用される職員には適用しない。第三十二条の三(第七条第二項から第五項までの規定は、臨時的に任	
(後略)	(後略)
付 則	
から施行する。 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日	
十条第一項の改正規定並びに次項の規定 令和元年十二月十四日 第二十七条第一項、第二十八条第二号から第四号まで及び第三	
日 第三十二条の二の次に一条を加える改正規定 令和二年四月一	
2 前項第一号に掲げる規定の施行の日前に、成年被後見人等の権利	

の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関するの制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関するの制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関するの制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関するの制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関するの制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関するの制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関するの制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関するの制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関するの制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関するの制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関するの制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関するの制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関するの制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関するの制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関するの制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の表別による。